

令和 3 年 度

学校保健統計調査の手引

(都 道 府 県 用)

目 次

ま え が き

I 調査の概要	1
II 政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）について	3
III 都道府県の事務	23
(参考資料)	
令和3年度学校保健統計調査提出枚数等一覧	27
令和3年度学校保健統計調査スケジュール	28
令和3年度学校保健統計調査エラー照会方法について	29
関係法令	32

ま え が き

この調査は、我が国の学校保健に関する最も重要な調査で、国の基幹統計調査として、毎年実施しております。

また、この調査は、学校保健安全法により毎学年定期的に行われている健康診断の結果に基づき、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的としています。

この調査の結果は、国のみならず、都道府県における学校保健行政施策の検討・立案をするためにも貴重な資料となることを御理解の上、調査票の取扱いや調査実施校に対する指導に万全を期し、正確・迅速な調査の実施に御協力くださるようお願いいたします。



文部科学省

I 調査の概要

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施するものです。

1 調査の目的

この調査は、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的としています。

2 基幹統計調査

基幹統計調査とは、国が実施する重要な調査で、統計法により、次のように定められています。

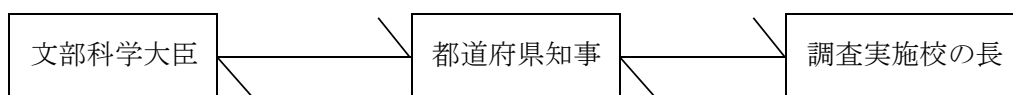
- (1) 調査票の報告を求められた者（報告義務者）は、必ず、調査票に所定の事項を入力し、定められた方法で報告しなければなりません。報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には罰則の適用を受けることがあります。
- (2) 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

3 調査の範囲・対象

- (1) 調査の範囲は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校（以下「調査実施校」という。）とします。
- (2) 調査の対象は、調査実施校に在籍する満5歳から17歳（令和3年4月1日現在）までの幼児、児童及び生徒の一部とし、その選定方法は別に定めます。

4 調査の区分、報告義務者及び調査系統

- (1) 学校保健安全法により4月から6月に実施される健康診断等の結果に基づき、次の調査を実施します。
 - ア 発育状態調査
 - イ 健康状態調査
- (2) 調査の報告義務者は、調査実施校の長です。
- (3) 調査系統は次のとおりです。



5 調査事項

調査事項は、「令和3年度学校保健統計調査の手引（学校用）」（以下「手引（学校用）」という。）を参照してください。

6 開示請求があった場合の調査関係書類の取扱い

調査関係書類のうち次に掲げるものについては、統計法第3条第4項、第40条及び第41条の規定により不開示とします。

- ① 学校保健統計調査に係る調査票情報（個々の調査対象ごとにその報告又は報告内容が判別できるような形で統計の報告が記載された調査関係文書で、電磁的記録を含む）
- ② エラーリスト及びそれに類する文書で個々の調査票の報告又は報告内容が判別できるもの
- ③ 学校保健統計調査の集計結果…公表期日（日時）以前

ただし、学校保健統計調査規則第10条に定められているとおり、都道府県知事は、当該都道府県についての調査の結果を文部科学大臣の公表以前に公表することができます。この場合においては、文部科学大臣の公表が確定数であることを付記するものとします。

7 調査結果の利用

この調査の結果は、次のように利用されます。

- (1) 学校保健行政上必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料
- (2) 学校保健行政施策の検討・立案のための基礎資料
- (3) 学校における保健管理，保健教育及び組織活動における基礎資料
- (4) 民間企業等における資料
- (5) 大学等における学術研究のための基礎資料

8 調査結果の公表

この調査の結果は、「学校保健統計速報（学校保健統計調査結果の速報）」及び「学校保健統計（学校保健統計調査報告書）」において公表します。また，その内容については文部科学省及び政府統計の総合窓口（e-Stat）のホームページにおいても公表します。

9 問合せ先

- (1) 調査内容に関すること

問 合 せ 先…文部科学省総合教育政策局調査企画課専門調査係

電話：03-5253-4111（内線 3240，2262），電子メール：chousa@mext.go.jp

問合せ時間…土・日・祝日を除く 9:30～12:00，13:00～18:15

- (2) 政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）に関すること

問 合 せ 先…政府統計共同利用システムヘルプデスク

電話：042-257-3398，電子メール：support@e-stat.nstac.go.jp

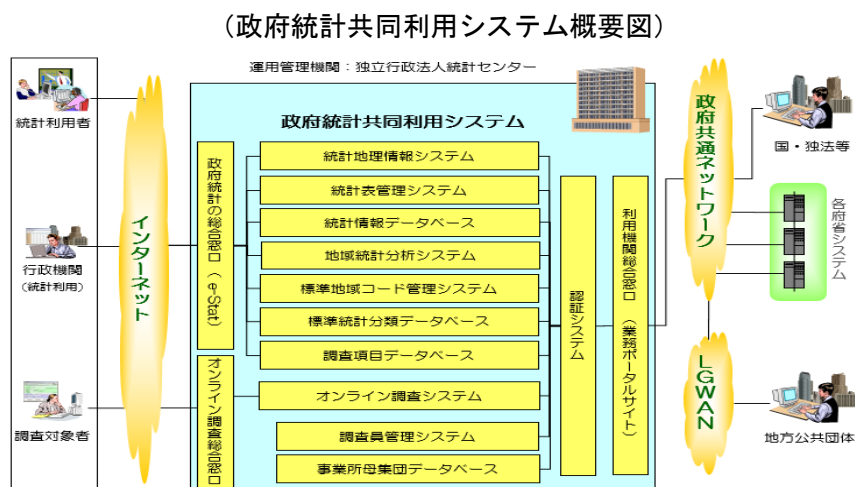
問合せ時間…土・日・祝日を除く 9:00～20:00

Ⅱ 政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）について

調査票の収集は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム（以下「政府統計オンライン調査システム」という。）を利用して行います。

1 政府統計共同利用システムの概要

電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会決定）に基づき策定された「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の中に盛り込まれているシステムです。政府全体として効率的なシステム投資及びシステム運用業務の効率化を図るため、従来、各府省で個々に開発・運用していた統計関係の情報システムを集約し、各府省が共同で利用できるようにすることを目的として構築されたシステムです。



2 政府統計オンライン調査システム利用のメリット

① 調査事務作業の合理化

紙の調査票への転記や郵送作業が不要であり、修正も容易です。

② 入力漏れや誤入力の自動チェック

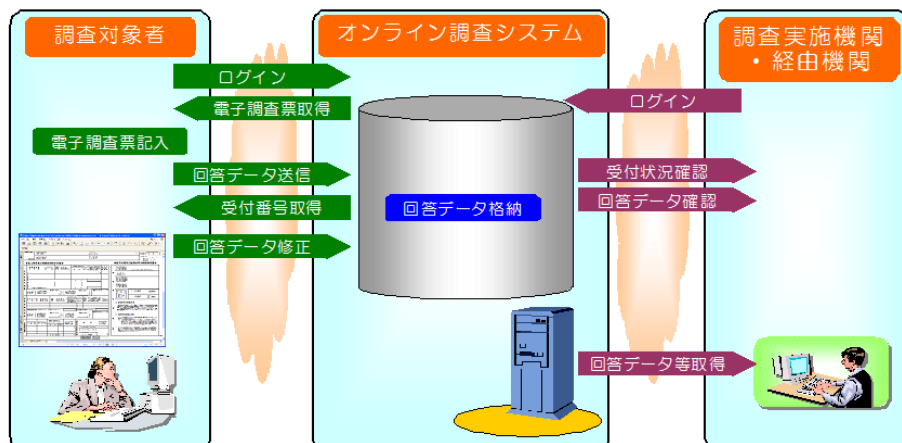
学校は、調査内容の自動審査により、入力漏れや誤入力を防ぐことができます。
都道府県の審査は、基本的に受付状況の確認をするだけです。

③ 調査票提出後の文部科学省からの確認や修正依頼の減

システムの自動審査による入力漏れや誤入力の減等により、文部科学省からの問合せや修正依頼が減ります。

3 政府統計オンライン調査システムによる調査の流れ

本システムによる調査の流れは、下記の図のとおりです。



4 推奨環境

政府統計オンライン調査システムを利用するためには、以下の環境が必要です。

OS	ブラウザ	
	Internet Explorer の場合	Internet Explorer 以外の場合
Windows 7 ESU(※3)	Internet Explorer 11.0	Firefox 84.0
Windows 8.1(※1)		Google Chrome 88.0
Windows 10(※1)		Microsoft Edge 88.0 (※2)
Mac OS 10.15	－	Safari 14.0

(※1) 「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2) 「Windows 10」での利用に限ります。

(※3) Windows 7 は、2020 年 1 月 14 日に Microsoft 社のサポートを終了しているため当該サイトの推奨環境から対象外となっております。当該サイトにおいては、Windows 7 ESU の環境にて動作確認を行っておりますが、ESU の利用を推奨するものではありません。

通信環境：総合行政ネットワーク（LGWAN）接続が可能であること。

TLS 1.2 以上の暗号化通信が可能であること。

5 政府統計共同利用システムへの接続

パソコンのインターネットブラウザを起動してアドレス欄に以下の URL を入力し、「Enter」キーを押すことによって接続することができます。

ネットワーク環境	URL
総合行政ネットワーク（LGWAN）	https://lg.e-stat.nstac.hq.admix.go.jp/gportal/

※ 以下の操作画面は、運用時とは時期名称等が若干異なる可能性があります。
説明をよくお読みいただき、画面を参考に操作してください。

6 ログイン（認証手続き）

(1) 政府統計共同利用システムの各システムを利用するためにはログインが必要です。

ブラウザのアドレス欄に政府統計共同利用システムの URL を入力し、「Enter」キーを押すと、以下の画面が表示されますので、左上の「ログイン」をクリックします。

政府統計共同利用システム

利用機関総合窓口 ログイン

トップ

業務INDEX

統計担当者のページ

その他コンテンツ

統計調査等業務最適化関係

操作マニュアル・研修資料等

関係規程・手続き等

1 全て 2 各府省から 3 運用機関から 4 メンテナンス情報

全てのお知らせを表示

状況	カテゴリ	タイトル
!	運用機関から	【復旧連絡】オンライン調査システム 督促メールが正常に配信されない事象について
!	運用機関から	【復旧連絡】オンライン調査システム（利用機関側）審査機能の動作遅延について
!	メンテナンス情報	【周知】緊急メンテナンスに伴う政府統計共同利用システムの一部機能の停止 1/13 21:00～1/14 7:00（予定）
!	運用機関から	【復旧連絡】政府統計共同利用システムの障害について
!	運用機関から	【復旧連絡】統計表管理システム、統計情報データベースの表示確認機能について
	運用機関から	【連絡】その他コンテンツについて
	運用機関から	事業所母集団データベースのお知らせ
	運用機関から	【資料掲載】平成29年度 政府統計共同利用システム研修（第2回）（12/5、8開催分）
	運用機関から	【資料掲載】平成29年度 政府統計共同利用システム研修（第2回）（12/4、7開催分）

(2) 「ユーザ ID」及び「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックします。

認証 お問い合わせ

ログイン

※印は必須入力です

ユーザID※

パスワード※

☒ 次回からユーザIDの入力を省略

ログイン キャンセル

パスワード初見

① 課室管理者から通知された「ユーザ ID」（12 桁）及びパスワードを入力します。

② 「ログイン」をクリックします。

※ ユーザ ID は、入力欄下部の「次回からユーザ ID の入力を省略」にチェックを入れることにより、記憶させることができます。

- (3) 初回ログイン時には、パスワードを必ず変更する必要があります。同時に、メールアドレス及びシステム上の表示名を登録します。全ての項目に入力したら、「次へ」をクリックします。

認証: お問い合わせ

パスワード変更

※ 新しいパスワードは、半角英数8文字以上で、大文字、小文字、数字をそれぞれ1文字以上含む文字列とします。
セキュリティを高めるため辞書攻撃を防止する対策を行っておりますので、推測されやすい文字列は使用できません。
推測されやすい文字列例: Password01 Japan123 など

下記の情報を入力・更新してください。

※印は必須入力です

パスワード※	
パスワード(確認)※	
E-Mail※	
E-Mail(確認)※	
表示名※	

次へ キャンセル

① 新しいパスワード※を入力します。

② メールアドレスを入力します。

③ 表示名を入力します。表示名とは、ログイン後の画面左上に表示されるユーザ名称です。

④ 「次へ」をクリックします。

- (4) 政府統計共同利用システムにログインするには、ワンタイムパスワードトークンが必要です。
ワンタイムパスワードトークンの「ID」及びトークンに表示される「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックします。

認証: お問い合わせ

ワンタイムパスワードログイン

※印は必須入力です

ワンタイムパスワードID※	
ワンタイムパスワード※	

☒ 次回からワンタイムパスワードIDの入力を省略

ログイン キャンセル

① ワンタイムパスワードトークンの「ワンタイムパスワードID」(5桁)及び「ワンタイムパスワード」(6桁)を入力します。

② 「ログイン」をクリックします。

● トークンで、ワンタイムパスワードが表示されないときは、液晶画面の横にある丸いボタンを押してください。

● トークンに対応した「ワンタイムパスワードID」は、別途お送りしているログイン情報をご参照ください。

トークン

ボタン



※ ワンタイムパスワードIDは、「次回からワンタイムパスワードIDの入力を省略」にチェックを入れることにより、記憶させることができます。

- (5) これでログインは完了です。

7 「オンライン調査システム」の操作について

- (1) ログイン後、画面左上に「パスワード変更」画面で設定した「表示名」が表示されていることを確認します。確認後、業務 INDEX の「オンライン調査システム」をクリックします。

政府統計共同利用システム

利用機関総合窓口 文科 太郎

ログアウト お問い合わせ ヘルプ

トップ

業務INDEX

オンライン調査システム

認証システム

掲示板

統計担当者用のページ

その他コンテンツ

統計調査等業務最適化関係

操作マニュアル・研修資料等

関係規程・手続き等

① ログイン後、ログインしているユーザ名が表示されます。

② 業務 INDEX から、「オンライン調査システム」をクリックします。

状況	タイトル	掲載日
運用	【新旧連絡】オンライン調査システム 督促メールが正常に配信	2020/01/01
運用機関から	【連絡】その他コンテンツについて	2018/01/04
運用機関から	事業所母集団データベースのお知らせ	2018/01/03
運用機関から	【資料掲載】平成29年度 政府統計共同利用システム研修（第2回）（12/5, 8開催分）	2018/01/02
運用機関から	【資料掲載】平成29年度 政府統計共同利用システム研修（第2回）（12/4, 7開催分）	2018/01/02

- (2) 政府統計名の一覧から「学校保健統計調査」を選択します。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

お問い合わせ ヘルプ

統計調査選択

統計調査選択

1 件中 1 - 1 件表示

指定ページを表示 最初 前 1 次 最後

政府統計コード	政府統計名	選択
00400002	学校保健統計調査	選択

政府統計名から「学校保健統計調査」の「選択」ボタンをクリックします。

(3) 学校保健統計調査のオンライン調査システムメニューが表示されます。

この画面において、後に示す調査票の提出期限の設定、電子調査票の受付状況の確認及び回答データの取得等の操作を行います。

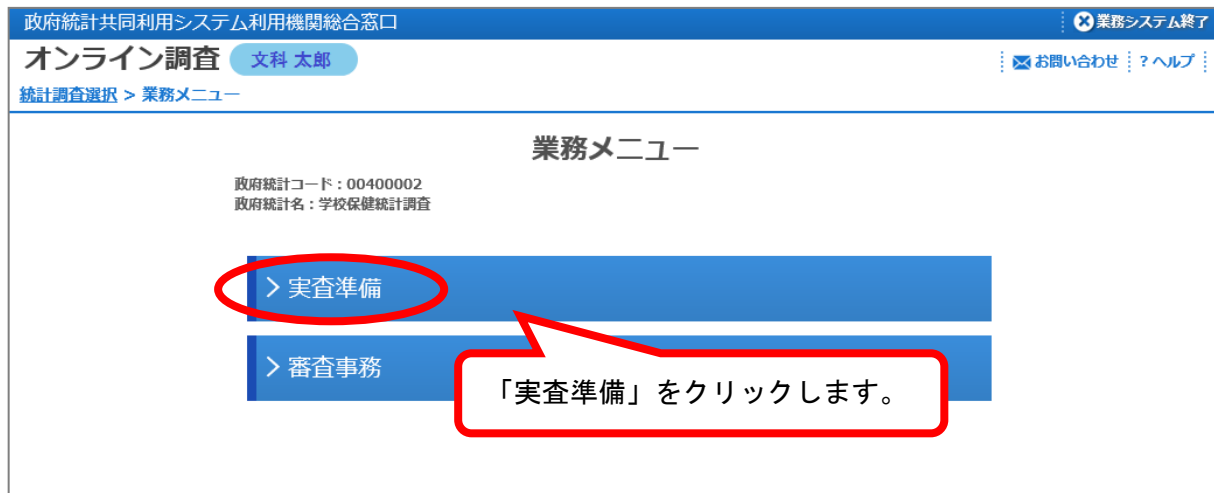
The screenshot shows the 'Online Survey' (オンライン調査) interface. At the top, there is a header bar with the text '政府統計共同利用システム利用機関総合窓口' (Government Statistical System Joint Utilization System Utilization Agency General Window) and a button '業務システム終了' (End Business System). Below the header, the main title 'オンライン調査' is displayed, followed by a user name '文科 太郎' (Wakano Taro). A navigation bar shows '統計調査選択 > 業務メニュー' (Select Statistical Survey > Business Menu). The main content area is titled '業務メニュー' (Business Menu). It displays the '政府統計システム' (Government Statistical System) and the '政府統計名: 学校保健統計調査' (Government Statistical Name: School Health Statistics Survey). Below this, there are two main menu items: '> 実査準備' (Preparation for Actual Survey) and '> 審査事務' (Review Work). A red circle highlights the '政府統計名: 学校保健統計調査' text. A red arrow points from this circle to a red-bordered box containing the text: 「学校保健統計調査」の業務メニュー画面になっていることを確認してください。(Please confirm that you are on the business menu screen for the School Health Statistics Survey.)

8 調査票提出期限の指定

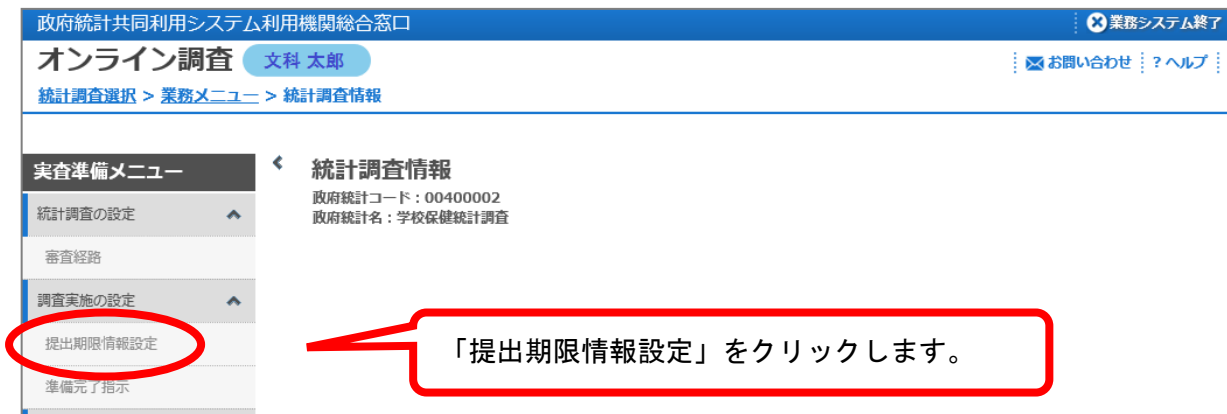
調査実施校に対して表示される「提出期限」を設定できます。

各都道府県における審査等の期間を勘案し、文部科学省への提出期日（令和3年8月10日（火））に間に合うように設定してください。

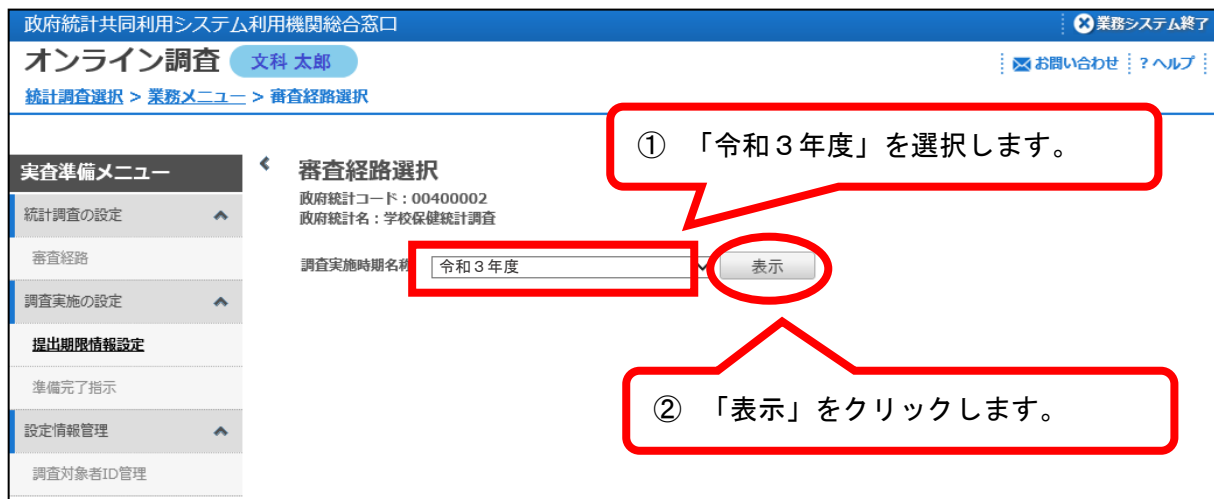
（1）業務メニューから「実査準備」を選択します。



（2）「実査準備メニュー」から「提出期限情報設定」を選択します。



（3）「調査実施時期名称」のプルダウンメニューで「令和3年度」を選択し、「表示」をクリックします。



(4) 「審査経路選択」で、該当する「審査経路」の「一覧」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 審査経路選択

実査準備メニュー

- 統計調査の設定
- 審査経路
- 調査実施の設定
- 提出期限情報設定
- 準備完了指示
- 設定情報管理
- 調査対象者ID管理

審査経路選択

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

調査実施時期名称 令和3年度

審査経路一覧

審査経路	提出期限情報
学校保健統計調査 R 3	一覧

「一覧」をクリックします。

(5) 詳細欄の「表示」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 審査経路選択 > 提出期限一覧

実査準備メニュー

- 統計調査の設定
- 審査経路
- 調査実施の設定
- 提出期限情報設定
- 準備完了指示
- 設定情報管理

提出期限情報一覧

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

1件中 1 - 1 件表示

公開日	最終提出期限	電子調査票
2021/04/19 00:00	2021/08/10 23:59	健康状態調査票 (小学校) 健康状態調査票 (中学校) 健康状態調査票 (高等学校)

「表示」をクリックします。

(6) 「一時提出期限」に対象校に通知する「提出期限」を入力し、「更新」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 審査経路選択 > 提出期限一覧 > 提出期限詳細

実査準備メニュー

- 統計調査の設定
- 審査経路
- 調査実施の設定
- 提出期限情報設定
- 準備完了指示
- 設定情報管理
- 調査対象者ID管理

提出期限詳細

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

電子調査票公開日 必須 2021 年 04 月 19 日 (00 時 00 分)

一時提出期限/表示メッセージ 必須 2021 年 07 月 16 日

英語サイト用

① 「一時提出期限」を各都道府県が設定する提出締切日に変更します（調査実施校には、「一時提出期限」が提出締切日として表示されます）。
※「一時提出期限」以外の項目を変更すると、システムが正常に動作しなくなる可能性がありますので、絶対に変更しないでください。
② 変更後、画面下にある「更新」ボタンをクリックします。

(7) これで提出期限の設定は完了です。

○パスワード初期化方法

調査対象校が、初めて政府統計オンライン調査システムにログインする際に、パスワードを変更する必要があります（学校用手引 P35 参照）。変更後のパスワードを忘れてしまった場合は、調査対象校自身で変更前のパスワードに戻す（初期化する）ことができます（学校用手引 P36 参照）が、誤ったメールアドレスを登録してメールが受信できない場合はそれできません。その際は、オンライン調査ヘルプデスクへ連絡するようお願いいただくか（学校用手引き巻末の「問合せ先」を参照）、以下の方法で初期化してください。

- (1) メニューから「実査準備」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー

業務メニュー

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

> 実査準備

> 審査事務

- (2) ①「調査対象者 ID 管理」をクリックする。

②「調査対象者 ID」に、初期化する調査対象校のユーザ ID（別途送付している「調査対象校簿一覧」を参照してください）を入力し、③「検索」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 調査対象者ID管理

実査準備メニュー

統計調査の設定

審査経路

調査実施の設定

提出期限情報設定

準備完了指示

設定情報管理

① 調査対象者ID管理

調査対象者ID管理

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

回答受付機関 [] 選択

② 調査対象者ID [] キー項目 []

キーワード []

③ 検索

都道府県番号	学校調査番号	学校名	調査対象者ID	確認コード
48	0001	虎ノ門市立〇〇小学校	HL4800001	xxxxxx
48	0026	虎ノ門市立△△小学校	HL4800026	xxxxxx
48	0050	虎ノ門市立□□小学校	HL4800050	xxxxxx
48	0055	虎ノ門市立◇◇小学校	HL4800055	xxxxxx

(3) 一覧が表示されるので、さらに「表示」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 調査対象者ID管理 > 調査対象者一覧

実査準備メニュー

- 統計調査の設定
- 審査経路
- 調査実施の設定
- 提出期限情報設定
- 準備完了指示
- 設定情報管理
- 調査対象者ID管理

調査対象者一覧

政府統計コード: 004000002
政府統計名: 学校保健統計調査

1件中 1 - 1 件表示

指定ページを表示 最初 前 1 次 最後

調査対象者ID	有効化実施時期	無効化実施時期	キー項目	調査対象者	詳細
HL480001			480001		表示

有効・無効時期一括変更

設定時期

有効・無効選択

☒ 有効化実施時期

☐ 無効化実施時期

更新

(4) 表示された調査対象情報の「連絡先情報」をクリックして、該当の調査対象校で間違いないか確認します。確認したら、「戻る」ボタンをクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 調査対象者ID管理 > 調査対象者一覧 > 調査対象者情報詳細

実査準備メニュー

- 統計調査の設定
- 審査経路
- 調査実施の設定
- 提出期限情報設定
- 準備完了指示
- 設定情報管理
- 調査対象者ID管理

調査対象者一覧

政府統計コード: 004000002
政府統計名: 学校保健統計調査

連絡先情報 プリント情報

項目名	値
調査対象者ID	HL480001
キー項目	480001
パスワード	●●●●

戻る 業務システムTOPへ

連絡先情報更新

政府統計コード: 004000002
政府統計名: 学校保健統計調査
調査対象者ID: HL48000001
調査対象者名:

連絡先項目	連絡先情報
備考 1	48
備考 2	0001
学校名	虎ノ門市立○○小学校
代表者名	虎ノ門 花子
担当者名	虎ノ門 次郎
電話番号	000-0000-0000
内線番号	
メールアドレス	chousa@mext.go.jp

更新

(5) 「リセット」にチェックを入れ、「更新」ボタンをクリックします。これで初期化は完了です。

※「削除」ボタンをクリックすると、調査対象校情報がなくなります。絶対に押さないように注意してください。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 調査対象者ID管理 > 調査対象者一覧 > 調査対象者情報詳細

実査準備メニュー

- 統計調査の設定
- 審査経路
- 調査実施の設定
- 提出期限情報設定
- 準備完了指示
- 設定情報管理
- 調査対象者ID管理

調査対象者一覧

政府統計コード：00400002
政府統計名：学校保健統計調査

連絡先情報 プレプリント情報

項目名	設定値
調査対象者ID	HL480001
ユーザID	480001
パスワード	●●●● ☐ リセット
パスワード更新日時	2018/05/17 19:13:32
ログインエラー回数	3 ☐ リセット
調査票ダウンロード日時	
調査対象者タイプ	調査対象者特定済み
共通ID	
子ID一覧	

削除 更新

「削除」ボタンは絶対に押さないこと。

9 調査票の収集管理

政府統計オンライン調査システムで回答を行った学校を確認できます。

(1) 業務メニューから「審査事務」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー

業務メニュー

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

> 実査準備

> 審査事務

「審査事務」ボタンをクリックします。

(2) 「調査実施時期名称」で「令和3年度」を選択し、「審査経路取得」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認

審査事務メニュー

審査

受付状況確認

受付状況高度検索

回答内容検索

抽出項目別検索

調査票回答登録

回答データ取得

特定帳票作成

完了

処理完了

受付状況確認

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

調査実施時期名称 必須 令和3年度

審査経路名 必須

電子調査票

審査経路取得

電子調査票取得

トリ検索

ダイレクト検索

① 「調査実施時期名称」で「令和3年度」を選択します。

② 選択後, 「審査経路取得」をクリックします。

(3) 「審査経路名」で「学校保健統計調査R3」を選択し、「電子調査票取得」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認

審査事務メニュー

- 審査
- 受付状況確認
- 受付状況高度検索
- 回答内容検索
- 抽出項目別検索
- 調査票回答登録
- 回答データ取得
- 特定帳票作成
- 完了
- 処理完了

受付状況確認

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

調査実施時期名称 必須 令和3年度

審査経路名 必須 学校保健統計調査R3

電子調査票

電子調査票取得

①「審査経路取得」をクリック後、「審査経路名」のコンボボックスに審査経路名が表示されるようになります（「審査経路取得」をクリックしなければ、コンボボックスには何も表示されません）。

②「審査経路名」で「学校保健統計調査R3」を選択します。

③ 選択後、「電子調査票取得」をクリックします。

(4) 「電子調査票取得」をクリックしてから、提出状況を確認したい「電子調査票」を選択し、「ダイレクト検索」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認

審査事務メニュー

- 審査
- 受付状況確認
- 受付状況高度検索
- 回答内容検索
- 抽出項目別検索
- 調査票回答登録
- 回答データ取得
- 特定帳票作成
- 完了
- 処理完了

受付状況確認

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

調査実施時期名称 必須 令和3年度

審査経路名 必須 学校保健統計調査R3

電子調査票 発育状態調査票（幼稚園）

電子調査票取得

ダイレクト検索

①「電子調査票」のコンボボックスから、確認したい調査票名を選択します。

②「ダイレクト検索」をクリックします。
※「ディレクトリ検索」は本調査では使用しません。

(5) 検索条件を入力し、「検索」をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧(ダイレクト検索)

審査事務メニュー

審査

受付状況確認

受付状況高度検索

回答内容検索

抽出項目別検索

調査票回答登録

回答データ取得

特定帳票作成

調査対象者一覧(ダイレクト検索)

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

回答受付機関 [] 選択

調査対象者ID [] キー項目 []

受付番号 [] 受付状況 []

受付日 []年[]月[]日 [] ~ []年[]月[]日 []

回答日 []年[]月[]日 [] ~ []年[]月[]日 []

クリア 検索

「検索」をクリックし、検索を実行します。
検索条件を指定しない場合は、当該都道府県で取扱う
全ての調査対象校が表示されます。

○ 指定可能な条件は以下のとおりです。複数の条件を指定しての検索もできます。

- 調査対象者 ID : 9桁の各調査対象校へ通知した ID
- キー項目 : 「HL(2桁) + 「都道府県番号(2桁) + 「0」 + 「学校調査番号(4桁)」
※前方一致検索のため、キー項目に含まれる文字列を先頭から指定します。
※1文字から指定は可能です。
- 受付番号 : 調査対象校がオンラインで回答した際に表示される番号
- 受付状況 : 「未」または「受付済」から選択します。なお、オンラインで回答している学校には「受付済」が表示され、オンラインで回答をしていない学校には「未」が表示されます。
- 受付日 : 調査対象校がオンラインで最初に回答した日
- 回答日 : 調査実施校がオンラインで最後に回答した日

(6) 検索条件に一致した学校の調査対象者 ID と調査票の提出状況が表示されます。各学校の受付状況の詳細を確認するには、提出状況の表示 (○件/○件) をクリックします。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧(ダイレクト検索)

審査事務メニュー

審査

受付状況確認

受付状況高度検索

回答内容検索

抽出項目別検索

調査票回答登録

回答データ取得

特定帳票作成

完了

処理完了

調査対象者一覧(ダイレクト検索)

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

回答受付機関 [] 選択

調査対象者ID [] キー項目 []

受付番号 [] 受付状況 []

受付日 []年[]月[]日 [] ~ []年[]月[]日 []

回答日 []年[]月[]日 [] ~ []年[]月[]日 []

クリア 検索

↑ 検索条件の非表示 ↑

ダウンロード

3件中 1 - 3 件表示

指定ページを表示 最初 前 1 次 最後

調査対象者ID	発育状態調査票 (幼稚園)
合計	1件/3件
4800400001	受付済
4800400002	受付未
4800400003	受付未

- (7) 調査票ごとの受付状況が詳細表示されます。オンラインで回答済みの場合は、「受付日時」、「回答日時」欄に日付が表示され、「受付番号」欄には受付番号が表示されます。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧(ダイレクト検索)

調査対象者一覧

受付日時: 2021/06/30 18:03

ダウンロード

3件中 1-3件表示

調査対象者ID	主項目	詳細	ログイン日時	受付日時	回答日時	一時保存日時	受付番号	回答	削除
4800100001	HL4801001		2021/06/30 18:03	2021/06/30 18:03	2021/06/30 18:30		086UI0315001	表示	削除
4800100002	HL4801002			登録	未登録		未登録	登録	削除
4800100003	HL4801003			登録	未登録		未登録	登録	削除

処理完了

- (8) 回答済みの学校の回答内容を確認する場合は、「回答」欄の「表示」をクリックします。また、紙の調査票を提出した学校の回答を代行入力する場合は、「回答」欄の「登録」をクリックします。なお、「ダウンロード」をクリックすると、画面に表示されている受付状況をCSV形式でダウンロード出来ます。(18 ページ参照)

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧(ダイレクト検索)

調査対象者一覧

受付日時: 2021/06/30 18:03

ダウンロード

3件中 1-3件表示

調査対象者ID	主項目	詳細	ログイン日時	受付日時	回答日時	一時保存日時	受付番号	回答	削除
4800100001	HL4801001		2021/06/30 18:03	2021/06/30 18:03	2021/06/30 18:30		086UI0315001	表示	削除
4800100002	HL4801002			登録	未登録		未登録	登録	削除
4800100003	HL4801003			登録	未登録		未登録	登録	削除

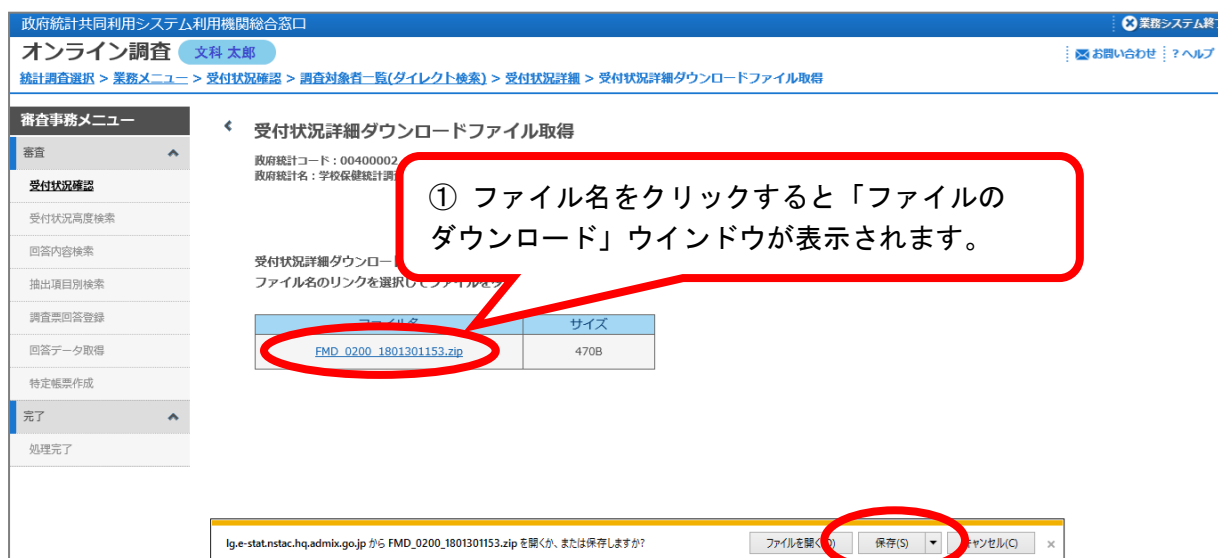
処理完了

「ダウンロード」をクリックすると、画面に表示されている学校の情報を取得できます。

調査票の回答内容を確認するときは、「表示」をクリックします。回答内容を修正するときは、修正後、再度送信をしてください。

代行入力を行う場合は、「登録」をクリックし、当該学校の調査票をブラウザ上に表示させて、入力完了後、送信してください。

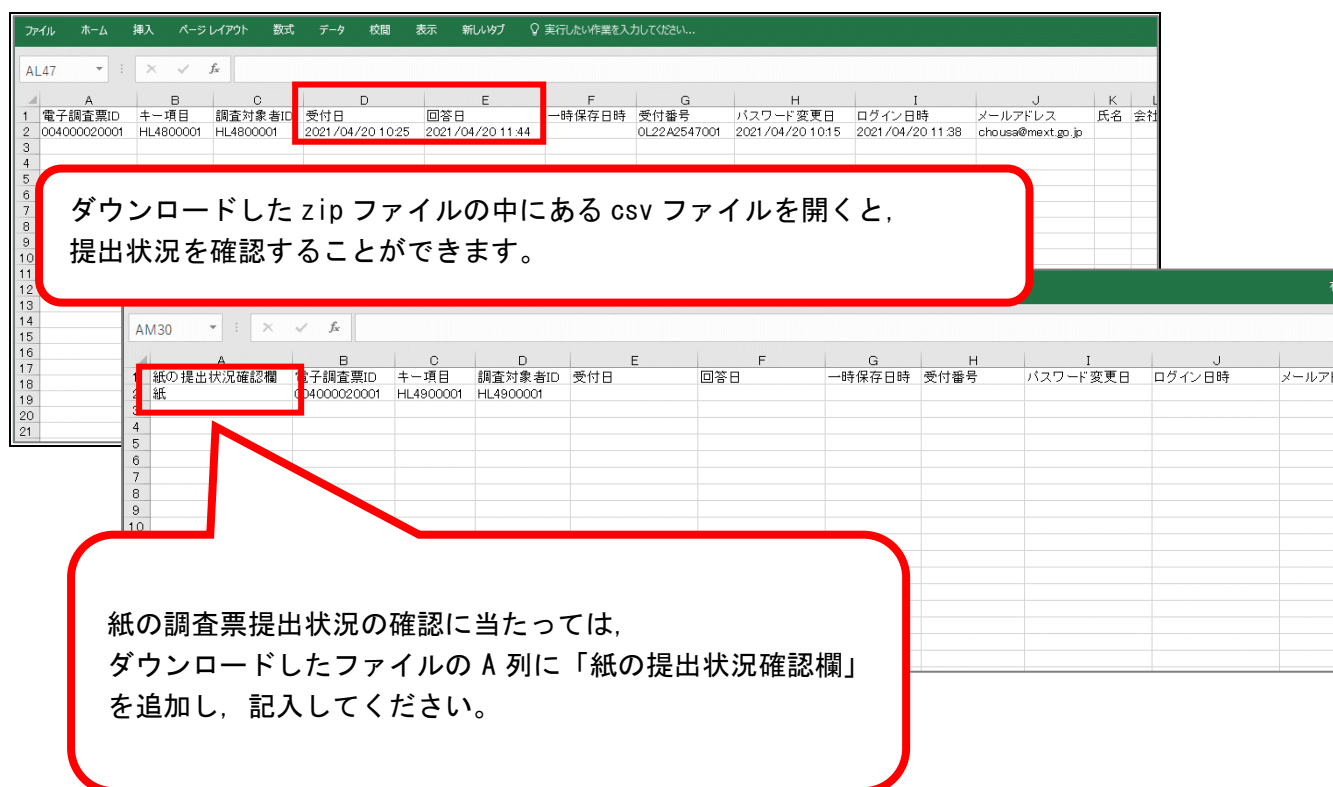
- (9) ダウンロードをクリックすると、「受付状況詳細ダウンロードファイル」が取得できますので、ファイル名をクリックします。



- (10) 「受付状況詳細ダウンロードファイル」には、以下の画面のとおり、学校からの提出状況が記載されています。オンラインで回答済みの場合は、受付日・回答日が表示されます。表示がない学校については、紙の調査票が提出されているか確認し、当該ファイルのA列に「紙の提出状況確認」欄を追加し、「紙」と記入してください。

(全て電子調査票で回答する場合は、A列に項目の追加は不要です。)

なお、16 ページ (5) において、検索条件として「受付状況」に「未」を指定すると、オンラインで回答されていない学校の一覧をダウンロードすることができますので、収集管理に御利用ください (※ 電子調査票 ID については次ページの表を参照してください)。



【電子調査票 ID について】

電子調査票 ID	調 査 票 名
004000020004	発育状態調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）
004000020001	発育状態調査票（小学校及び義務教育学校（第1～6学年））
004000020002	発育状態調査票（中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年））
004000020003	発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校後期課程）
004000020008	健康状態調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）
004000020005	健康状態調査票（小学校及び義務教育学校（第1～6学年））
004000020006	健康状態調査票（中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年））
004000020007	健康状態調査票（高等学校及び中等教育学校後期課程）

- (11) 17 ページ（8）の画面で、回答欄の「表示」をクリックすることで、回答内容の確認を行うことができます。修正せずにオンライン調査システムに戻るには、右上の「×」をクリックし、調査票画面を閉じます。

修正せずに画面を閉じる場合は、「×」をクリックします。

当該学校の回答内容が入力された電子調査票が表示されます。

- (12) 「受付状況詳細」画面に戻ることができます。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認 > 調査対象者一覧(ダイレクト検索)

調査事務メニュー

調査対象者一覧(ダイレクト検索)

政府統計コード: 00400002
政府統計名: 学校保健統計調査

ダウンロード

受付日時: 年 月 日 時 分 秒

3 件中 1 - 3 件表示

指定ページを表示 最初 前 1 次 最後

調査対象者ID ▲	主項目	詳細	ログイン日時	受付日時	回答日時	一時保存日時	受付番号	回答	削除
4800100001	HL4801001		2021/06/30 18:03	2021/06/30 18:03	2021/06/30 18:30		086U0315001	表示	削除
4800100002	HL4801002			登録	未登録		未登録	登録	削除
4800100003	HL4801003			登録	未登録		未登録	登録	削除

- (13) 19 ページ (11) の画面で表示した調査票の回答内容を修正する場合には、調査票を修正後、「回答データ送信」をクリックし、データ送信作業を行います。
その後、「調査票回答の更新確認」画面が表示されますので、「更新」をクリックします。

学校保健統計調査 発達状態調査票 (様式第2号)

統計法に基づく統計調査

学校保健統計調査 発達状態調査票

共有/別学 共有

調査票の印刷 回答の印刷 クリア ログアウト

学校名 花ノ門小学校 電話番号 03-9999-9999 所在地 東京都 花子 氏名 花ノ門 次郎 氏名 花ノ門 次郎

学年 第1学年 (6歳) 第2学年 (7歳) 第3学年 (8歳) 第4学年 (9歳) 第5学年 (10歳) 第6学年 (11歳)

身長 体重

1 1 120 55 2 111 40 3 135 60 4 140 50 5 145 55 6 150 60 7 155 65 8 160 70

修正後、「回答データ送信」をクリックします。

文部科学省

回答データ送信

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

調査票回答の更新確認

この電子調査票は、既に回答を受付けています。
現在の回答を更新する場合は、更新ボタンをクリックしてください。
更新を行わない場合は、取消ボタンをクリックしてください。

取消 更新

「更新」をクリックします。

- (14) 「調査票回答登録結果」が表示されます。「確認」をクリックして画面を閉じます。

政府統計共同利用システム利用機関総合窓口

オンライン調査 文科 太郎

調査票回答登録結果

下記の内容で調査票の回答を受付しました。

統計調査名	学校保健統計調査
実施時期名称	令和3年度
調査票名	学校保健統計調査 (発達状態調査票 (小学校及び義務教育学校 (第1～6学年)))
調査対象者ID	HL00000001
キー項目	HL00000001
受付番号	0HCQG4515
受付結果	調査票回答を登録しました。

「確認」をクリックします。

確認

10 回答データの取得について

政府統計オンライン調査システムでは、回答データ取得機能を使用して、学校からの回答データを作成・取得することができます。

(1) 審査事務メニューから「回答データ取得」を選択します。

The screenshot shows the '政府統計共同利用システム利用機関総合窓口' (Government Statistics Joint Utilization System Utilization Agency General Window) interface. The main header is 'オンライン調査' (Online Survey) with the user '文科 太郎' (Wakko Taro). The breadcrumb trail is '統計調査選択 > 業務メニュー > 受付状況確認' (Statistics Survey Selection > Business Menu > Reception Status Confirmation). On the left, the '審査事務メニュー' (Review Task Menu) is displayed, with '回答データ取得' (Answer Data Acquisition) highlighted by a red circle. The main content area is titled '受付状況確認' (Reception Status Confirmation) and shows government statistics codes and names. A red callout box points to the '回答データ取得' menu item with the text: 「回答データ取得」をクリックします。 (Click 'Answer Data Acquisition').

(2) 「調査実施時期名称」欄で「令和3年度」を選択し、「審査経路取得」ボタンをクリックします。

The screenshot shows the '回答データ取得' (Answer Data Acquisition) screen. The breadcrumb trail is '統計調査選択 > 業務メニュー > 回答データ取得' (Statistics Survey Selection > Business Menu > Answer Data Acquisition). The '調査実施時期名称' (Survey Implementation Period Name) dropdown menu is set to '令和3年度' (Reiwa 3 Fiscal Year), which is highlighted by a red circle and a callout box stating: ① コンボボックスから「令和3年度」を選択します。 (Select 'Reiwa 3 Fiscal Year' from the combobox). The '審査経路取得' (Acquire Review Path) button is also highlighted by a red circle and a callout box stating: ② 「審査経路取得」をクリックします。 (Click 'Acquire Review Path').

(3) 「審査経路名」欄で「学校保健統計調査R2」を選択して、「回答データ取得」をクリックします。

The screenshot shows the '回答データ取得' (Answer Data Acquisition) screen after the '審査経路取得' button was clicked. The '審査経路名' (Review Path Name) dropdown menu now shows '学校保健統計調査R3' (School Health Statistics Survey R3), which is highlighted by a red circle and a callout box stating: ① 「審査経路取得」をクリックすると、コンボボックスに審査経路名が表示されるようになるので、「学校保健統計調査R3」を選択します。 (After clicking 'Acquire Review Path', the review path name is displayed in the combobox, so select 'School Health Statistics Survey R3'). The '回答データ取得' (Acquire Answer Data) button is highlighted by a red circle and a callout box stating: ② 「回答データ取得」をクリックします。 (Click 'Acquire Answer Data').

(4) 回答データを作成する電子調査票の「作成」ボタンをクリックすると、ボタンが「作成中」の表示に変わります。なお、前回作成した時点からの差分データのみを作成する場合は、「差分」にチェックを入れて「作成」ボタンをクリックします。

(5) 回答データ作成処理が完了すると、「作成日付」欄に作成日時が表示され、回答データのダウンロードが可能となります。また、作成指示を行ったユーザに対してシステムから処理が完了した旨のメールが届きます。

(6) ダウンロードする回答データの電子調査票に該当するラジオボタンを選択し、「ダウンロード」をクリックしてください。保存先フォルダを指定してダウンロードします。

The screenshot shows the 'オンライン調査' (Online Survey) interface. On the left is a sidebar menu with options like '受付状況確認' and '回答データ取得'. The main area displays a table of survey forms. Red callouts with numbers 1 through 6 point to specific UI elements: 1 points to '処理状況更新' (Update Processing Status), 2 points to the '作成' (Create) button, 3 points to the '差分' (Difference) checkbox, 4 points to the '作成' (Create) button again, 5 points to the '作成日時' (Creation Date/Time) column, and 6 points to the 'ダウンロード' (Download) button at the bottom right.

選択	電子調査票	差分	作成	件数	容量	作成日時	取得日時
☐	校保健統計調査(健康状態調査票(高等学校及び中等教育学校の後期課程))	☐	作成				
☒	校保健統計調査(健康状態調査票(小学校及び義務教育学校(第1～6学年)))	☐	作成	2件	6KB	2021/07/19 10:35	2021/07/19 10:37
☐	校保健統計調査(健康状態調査票(中学校、中等教育学校前期課程及び義務教育学校(第7～9学年)))	☐	作成				
☐	校保健統計調査(健康状態調査票(幼稚園及び幼児教育施設(3歳～5歳)))	☐	作成				

(7) ダウンロードが完了すると「取得日付」欄にダウンロードした日時が表示されます。なお、ダウンロードしたデータは、CSV ファイル形式で作成されます。エクセルのファイル形式によっては、ファイルの列数(256列まで)が不足するため、開くことはできません。ファイルを開く際にはメモ帳などのテキストエディタで開いてください。

※ 2回目以降に「作成」ボタンをクリックすると、前回作成した回答データファイルは削除され、新たな回答データファイルを作成します。また、取得日時が空欄になっている場合、前回作成したデータファイルはダウンロードされておらず、新たな作成指示を行うことはできません。前回作成した回答データをダウンロードしてから新たな回答データの作成を行ってください。

(8) ダウンロードした回答データから、別途配布する「調査票データ一覧作成ツール」を用いて、調査票データ一覧を作成します。

Ⅲ 都道府県の事務

1 調査実施準備

(1) 調査対象校の抽出及び「抽出名簿」の提出

「学校保健統計調査 調査実施校の抽出に係るオンライン調査システム操作手順書」により、調査対象となる学校をシステム上で抽出してください。

なお、学校保健統計調査規則第4条第2項の規定に基づき、実施校を指定しますので、システムからダウンロードした「調査対象校データ（4種）」及び「学校名称等変更様式」を、文部科学省総合教育政策局調査企画課宛てにメールで提出してください。

(電子メールアドレス：chousa@mext.go.jp)

(2) 調査票等の提出期日の指定

都道府県は、文部科学省への提出期日（令和3年8月10日（火））を考慮して調査票の提出期日を指定してください。システム上での設定も必要です（9ページ参照）。

2 学校に対する指導

(1) 調査実施校の長への通知

文部科学省から学校保健統計調査実施校の指定の通知が届いた後、当該実施校の長に本調査の実施、調査票の提出期日、問合せ先（部署及び電話番号）及び提出先を通知するとともに、文部科学大臣の指定書及び「手引（学校用）」の配布を行い、併せて以下の①～③の必要事項を任意の方法により通知します。

① 「都道府県番号」及び「学校調査番号」（学校基本調査と同一のもの）

なお、「都道府県番号」は、次の「都道府県番号一覧表」のとおりです。

都 道 府 県 番 号 一 覧 表

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	08	茨城	15	新潟	22	静岡	29	奈良	36	徳島	43	熊本
02	青森	09	栃木	16	富山	23	愛知	30	和歌山	37	香川	44	大分
03	岩手	10	群馬	17	石川	24	三重	31	鳥取	38	愛媛	45	宮崎
04	宮城	11	埼玉	18	福井	25	滋賀	32	島根	39	高知	46	鹿児島
05	秋田	12	千葉	19	山梨	26	京都	33	岡山	40	福岡	47	沖縄
06	山形	13	東京	20	長野	27	大阪	34	広島	41	佐賀		
07	福島	14	神奈川	21	岐阜	28	兵庫	35	山口	42	長崎		

②政府統計オンライン調査システムの利用に係る学校用の調査対象者 ID 及びパスワード

これらは各学校で固有のもので、通知の際には間違いのないように注意してください。

③発育状態調査の対象人数（年齢別男女別 各〇〇人 計〇〇人）及び健康状態調査の対象人数（調査対象校の全幼児、児童及び生徒）

＜注 1＞義務教育学校の取扱いについて

a) 「小学校」として抽出された場合：

当該学校の第1～6学年の児童についてのみ調査票に入力する（第7～9学年の生徒は入力しない）。

b) 「中学校」として抽出された場合：

当該学校の第7～9学年の生徒についてのみ調査票に入力する（第1～6学年の児童は入力しない）。

＜注 2＞中等教育学校の取扱いについて

a) 「中学校」として抽出された場合：

当該学校の前期課程の生徒についてのみ調査票に入力する（後期課程の生徒は入力しない）。

b) 「高等学校」として抽出された場合：

当該学校の後期課程の生徒についてのみ調査票に入力する（前期課程の生徒は入力しない）。

区 分	発 育 状 態 調 査	健 康 状 態 調 査
調 査 対象者数	幼 稚 園 44 人（5 歳児男女別 各 22 人） 小 学 校 96 人（年齢別男女別 各 8 人） 中 学 校 120 人（年齢別男女別 各 20 人） 高等学校 90 人（年齢別男女別 各 15 人）	当該年齢の全幼児，児童 及び生徒

（2）調査票の配布

都道府県統計主管課が学校に配布する調査票等の**標準配布枚（部）数**は次のとおりです。

なお，各都道府県統計主管課に調査実施校数の約 2 割の予備を加えて調査票等を配布します。

標準配布枚（部）数

区 分	発 育 状 態 調 査 票	健 康 状 態 調 査 票	手引（学校用）
配 布 部 数	2 枚〔文部科学省提出用… 1 枚〕 〔学 校 控 用… 1 枚〕	2 枚〔文部科学省提出用… 1 枚〕 〔学 校 控 用… 1 枚〕	1 部

（3）調査実施校の長に対する指導

調査実施校の長には特に次の点について注意するよう指導します。

- ① この調査の重要性と正確かつ迅速な報告の必要性を十分に説明し，協力を得る。
- ② 調査票の作成に当たっては，「手引（学校用）」を熟読するように指導する。
- ③ 「手引（学校用）」の記載事項について指導する。
- ④ 調査票の提出期日を厳守するよう指導する。

3 調査票の収集等に係る事務

(1) 調査票の提出状況の確認

政府統計オンライン調査システムの受付状況確認（14 ページ参照）にて、電子調査票及び紙の調査票の提出状況を確認してください。（18 ページ（10）参照）

(2) 電子調査票の審査

政府統計オンライン調査システムにより提出された電子調査票の審査は、回答データ取得機能を利用して電子データを入手の上、文部科学省より別途配布予定の「調査票データ一覧作成ツール」を利用してください。

(3) 紙の調査票の審査

紙の調査票の記入内容の審査は「手引（学校用）」を参照して、記入内容に誤りがないか確認します。特に、都道府県番号、学校調査番号及び相談員・スクールカウンセラーの配置状況の誤記や記入漏れがないか、受検者数が調査対象者数に比べて極端に少なくないかについては必ず確認してください。

なお、審査に当たって代行入力（報告義務者以外の経由機関による調査票情報のオンライン入力）の手法をとることは問題ありません。ただし、代行入力はいくまでも紙の調査票による提出の扱いになりますので、当該学校の紙の調査票の提出が必要となります。

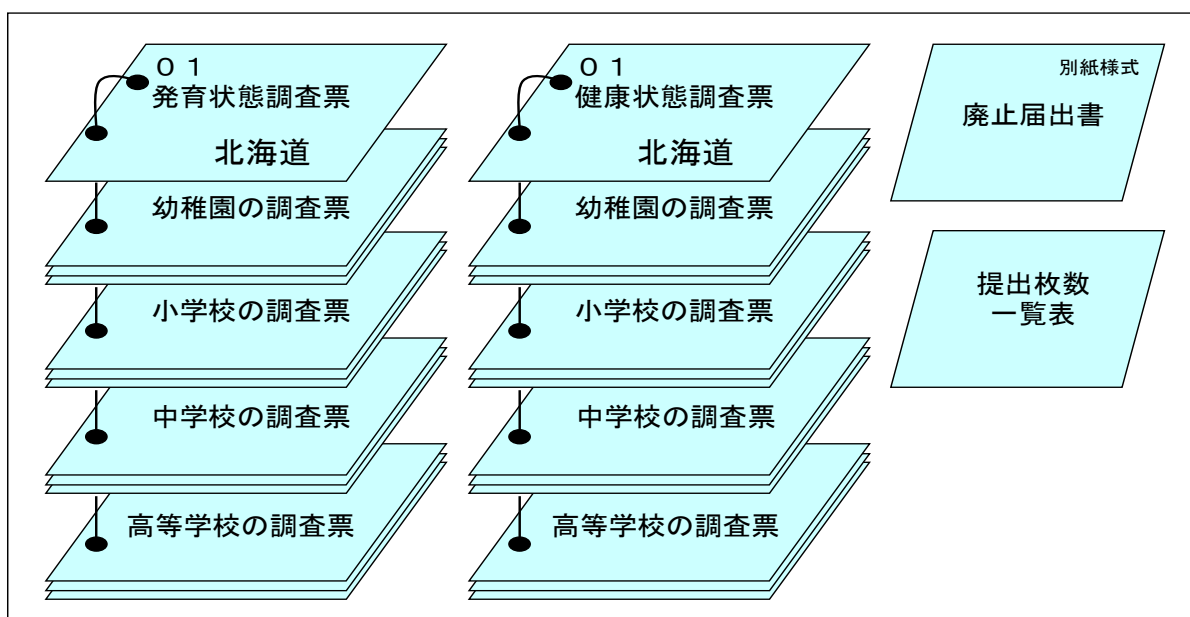
4 紙の調査票の整理

(1) 調査票は発育状態調査票、健康状態調査票別にし、それぞれ幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の順に区分し、学校調査番号順に整理します。

(2) 調査票は、厚紙で表紙を付し、表紙に都道府県名及び調査票名（表紙の左上に都道府県番号）を記入し、発育状態調査票及び健康状態調査票別に綴じます（ファイル綴じも可）。

(3) 受付状況ダウンロードファイルに紙の提出状況を記入します。（18 ページ（10）参照）

(4) 提出枚数等について一覧表（27 ページ参照）を作成します。



※ 政府統計オンライン調査システムによって提出された調査票は綴じないでください。
また、代行入力を行った紙調査票と代行入力をしていない紙調査票は別にして綴じてください。

5 調査票等の提出期日及び送付先

以下の提出物及び提出方法一覧により、**令和3年8月10日（火）**までに文部科学省総合教育政策局調査企画課長宛てに提出してください。

- ・電子メールアドレス：chousa@mext.go.jp
- ・住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

提出物及び提出方法一覧

※「電子」・・・電子調査票で提出（学校がオンライン調査システムで回答）する場合。

「代行」・・・学校から提出のあった紙の調査票を、経由機関（都道府県）が電子調査票へ代行入力した場合

「紙」・・・学校から提出のあった紙の調査票をそのまま提出する場合

提出物 調査票の媒体別	① 提出枚数等 一覧表	② 受付状況詳細 DL ファイル	③ 紙の調査票綴り	④ 代行入力した 紙の調査票綴り	⑤ オンライン調査 システム使用 廃止届出書
(ア) 電子のみ	メール	メール	－	－	－
(イ) 電子と代行	メール	メール	－	郵送	－
(ウ) 電子と紙	メール	メール	郵送	－	メール
(エ) 電子と紙と代行	メール	メール	郵送	郵送	メール
備 考	27 ページの様式を使用すること	18 ページ(10)参照システムから一覧をダウンロードして、提出状況を記載すること	25 ページの 4 を参考に綴ること（代行入力した紙と一緒に綴らないこと）	25 ページの 4 を参考に綴ること（代行入力していない紙と一緒に綴らないこと）	学校用手引 55 ページの様式

(ア) 全て電子調査票で提出する場合

①と②を電子メールにてお送りください。

その際、全て電子調査票で提出する旨ご連絡ください。（メール本文記載で可）

(イ) 電子調査票及び代行入力した紙の調査票を提出する場合

①と②を電子メール、④を郵送にてお送りください。

(ウ) 電子調査票及び紙の調査票を提出する場合

①と②を電子メール、③を郵送にてお送りください。（⑤もある場合は電子メール）

(エ) 電子調査票、紙の調査票及び代行入力した紙の調査票を提出する場合

①と②を電子メール、③と④を郵送にてお送りください。（⑤もある場合は電子メール）

※「受付状況詳細ダウンロードファイル」（18 ページ（10）参照）は、一つのエクセルにまとめてください。

※メールの件名は、「〇〇（都道府県名）【学校保健統計調査】提出一覧表」としてしてください。

※「オンライン調査システム使用廃止届出書」は学校から提出があった場合に、とりまとめて提出してください。

6 その他

各都道府県から提出された調査票を文部科学省の集計システムにおいて集計・審査し、疑義が生じた場合には、当該都道府県に照会することになります（29 ページ参照）。

令和３年度 学校保健統計調査 提出枚数等一覧

都道府県番号	
都道府県名	
担当者名	
電話番号	

区 分	調査実施 指定校数	発育状態調査票			健康状態調査票			廃止届出書 枚数	備 考
		電子調査票 (代行入力含む)	紙調査票 (代行入力含まない)	電子調査票 (代行入力含む)	紙調査票 (代行入力含まない)				
		うち代行入力		うち代行入力					
幼稚園	(校)	(件)	(件)	(枚)	(件)	(件)	(枚)	(枚)	
小学校									
中学校									
高等学校									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	

※廃止届出書の提出がない場合は、廃止届出書枚数欄は「0」を入力してください。

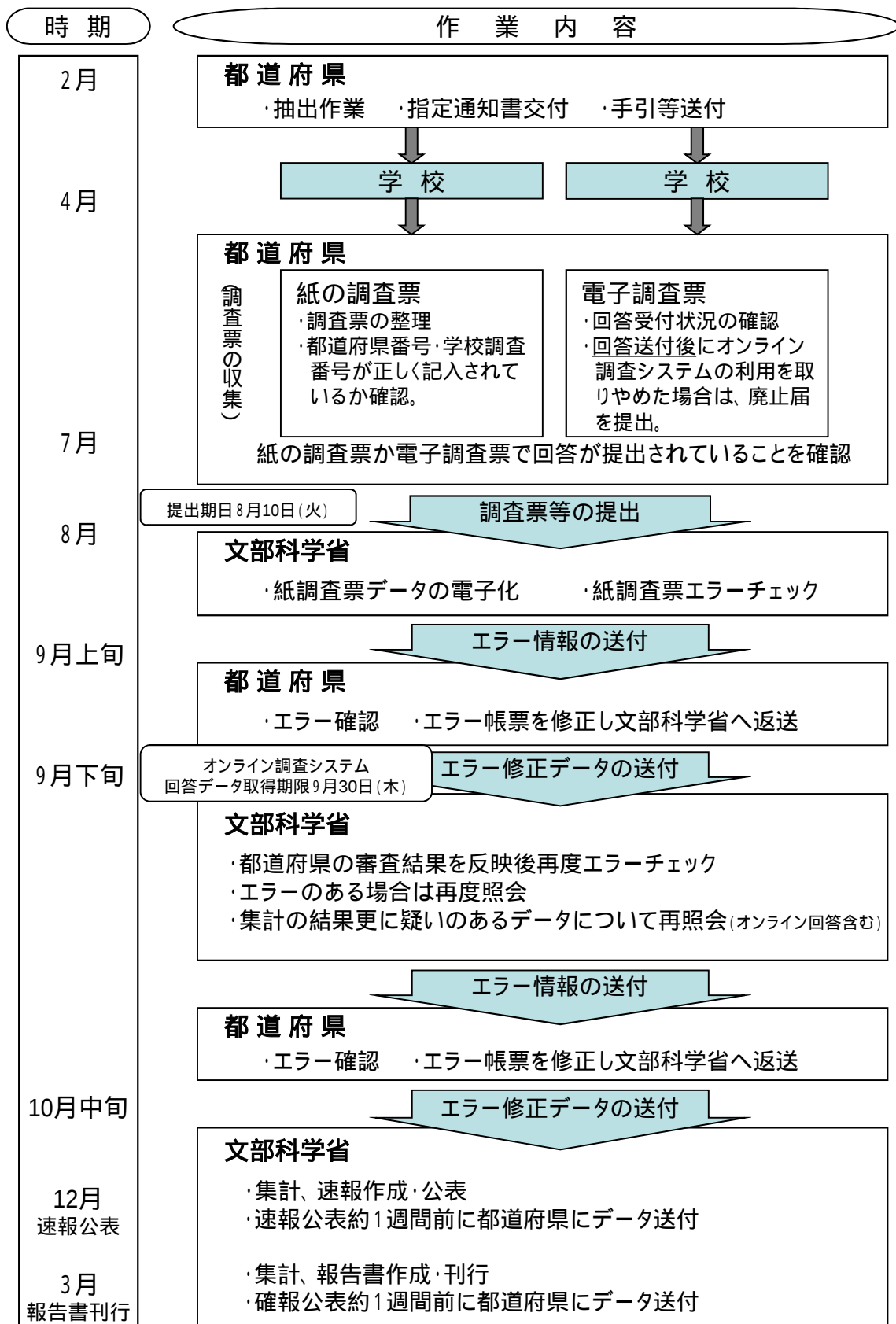
※電子調査票で回答したものについては、紙媒体(プリントアウト等)で提出する必要はありません。

※全て電子調査票で回答した場合は、紙調査票欄は「0」を入力してください。

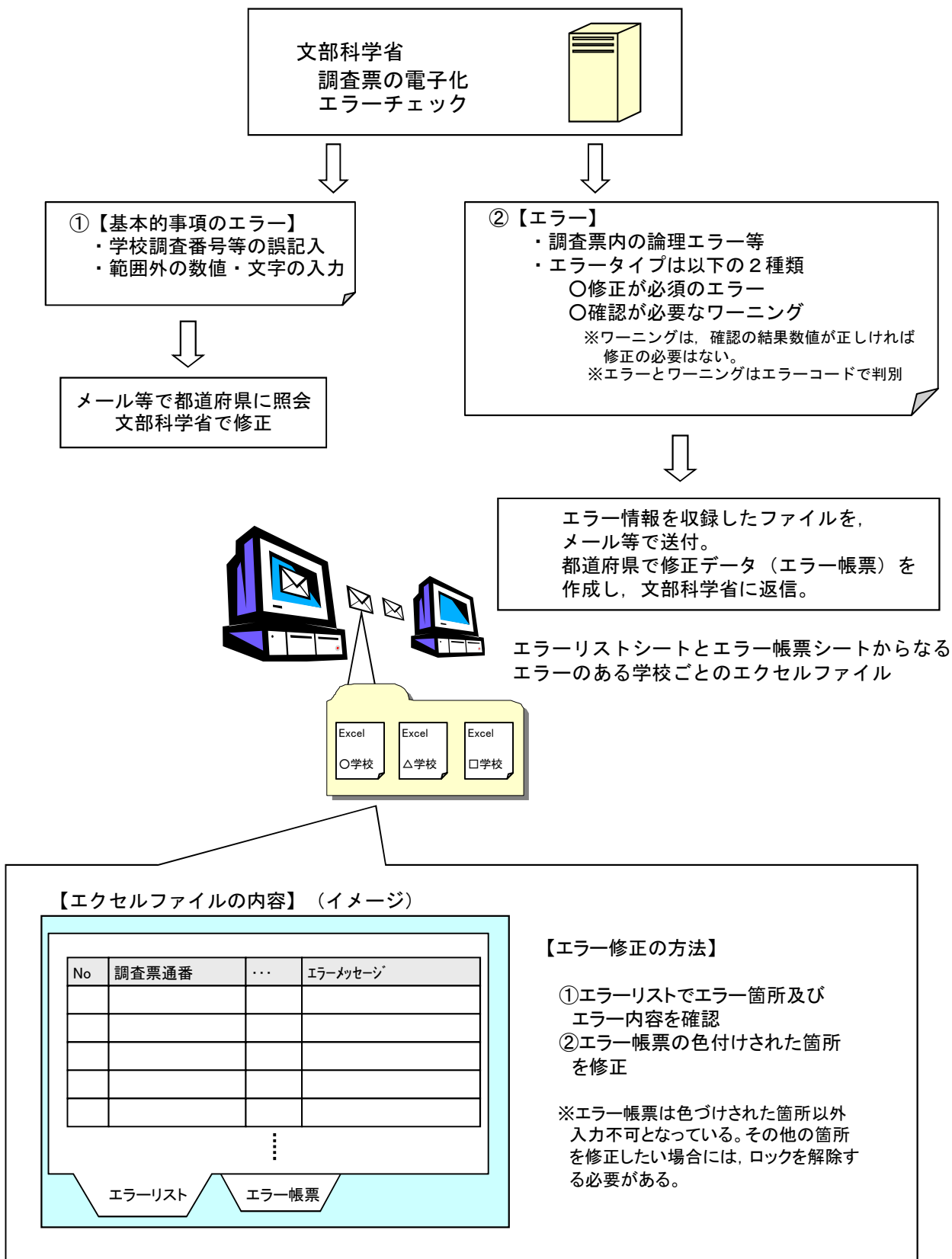
※代行入力した紙調査票枚数は電子調査票件数に含めてください。ただし、代行入力した紙調査票は、代行入力していない紙調査票と区別し、文部科学省へ提出してください。

※発育状態調査票及び健康状態調査票の「電子調査票＋紙調査票」がそれぞれ調査実施指定校数と一致しているかどうか確認してください。

令和3年度学校保健統計調査 スケジュール



学校保健統計調査エラー照会方法について



都道府県名：文科県 (48)
学校名：虎ノ門小学校 (9999)

处理日時：XXXX年XX月XX日 XX:XX:XX

No.	調査票 通番	調査票名	行識別番号	エラーメッ セージ	エラーメッセージ
1	1	発育状態調査票(小学校)	2_01	HLW302	「第1学年(6歳)」の「女」の「整理番号01」の「身長」が「手引」に記載の「範囲チェック表」の範囲を超えています。 修正しますか？
2	1	発育状態調査票(小学校)	2_01	HLW303	「第1学年(6歳)」の「女」の「整理番号01」の「体重」が「手引」に記載の「範囲チェック表」の範囲を超えています。 修正しますか？
3	1	発育状態調査票(小学校)	2_02	HLW302	「第1学年(6歳)」の「女」の「整理番号02」の「身長」が「手引」に記載の「範囲チェック表」の範囲を超えています。 修正しますか？
4	1	発育状態調査票(小学校)	2_02	HLW303	「第1学年(6歳)」の「女」の「整理番号02」の「体重」が「手引」に記載の「範囲チェック表」の範囲を超えています。 修正しますか？
5	1	発育状態調査票(小学校)	2_03	HLW302	「第1学年(6歳)」の「女」の「整理番号03」の「身長」が「手引」に記載の「範囲チェック表」の範囲を超えています。 修正しますか？
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

■ エラー帳票（イメージ）

調査年度	調査票 番号	経由機関 番号	ページ 番号	カード種 識別番号	学校種別	一連番号
2021	030101	48	1			

小学校

発 育 状 態 調 査 票

都道府 県番号	学校調査番号
48	9999

男 女 別	整 理 番 号	第1学年（6歳）		第2学年（7歳）		第3学年（8歳）		第4学年（9歳）		第5学年（10歳）		第6学年（11歳）	
		身 長	体 重	身 長	体 重	身 長	体 重	身 長	体 重	身 長	体 重	身 長	体 重
		cm	kg	cm	kg	cm	kg	cm	kg	cm	kg	cm	kg
男	1	95	12	103	20	111	28	119	36	127	44	135	52
	2	96	13	104	21	112	29	120	37	128	45	136	53
	3	97	14	105	22	113	30	121	38	129	46	137	54
	4	98	15	106	23	114	31	122	39	130	47	138	55
	5	99	16	107	24	115	32	123	40	131	48	139	56
	6	100	17	108	25	116	33	124	41	132	49	140	57
	7	101	18	109	26	117	34	125	42	133	50	141	58
	8	102	19	110	27	118	35	126	43	134	51	142	59
女	2	90	10	100	18	108	26	116	34	124	42	132	50
	2	91	11	101	19	109	27	117	35	125	43	133	51
	3	92	12	102	20	110	28	118	36	126	44	134	52
	4	93	13	103	21	111	29	119	37	127	45	135	53
	5	94	14	104	22	112	30	120	38	128	46	136	54
	6	95	15	105	23	113	31	121	39	129	47	137	55
	7	96	16	106	24	114	32	122	40	130	48	138	56
	8	97	17	107	25	115	33	123	41	131	49	139	57

（注） 身長、体重は、健康診断票に記載されている計測値について1cm未満、1kg未満を四捨五入して、右づめで記入してください。

関 係 法 令

統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 行政機関等がその内部において行うもの

二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

（基本理念）

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

（略）

（基幹統計の指定）

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

（基幹統計の公表等）

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

（基幹統計調査の承認）

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- 四 報告を求める個人又は法人その他の団体
 - 五 報告を求めるために用いる方法
 - 六 報告を求める期間
 - 七 集計事項
 - 八 調査結果の公表の方法及び期日
 - 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。
ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(略)

(基幹統計調査の変更又は中止)

- 第十一条** 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

(措置要求)

- 第十二条** 総務大臣は、第九条第一項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。
- 2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(報告義務)

- 第十三条** 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(略)

(地方公共団体が処理する事務)

- 第十六条** 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

- 第十七条** 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(略)

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

- 2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。
- 3 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、他の行政機関の長の協力が得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする

第三十条 行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体（次項において「被要請者」という。）に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

(略)

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

- 2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項(第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。)の規定により調査票情報を提供したときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

二 前項の規定により提供した調査票情報に係る統計調査の名称

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

- 3 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならない。

- 4 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第三十三条の二 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調

査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

- 2 前条第二項及び第四項の規定は前項の規定により調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

（略）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報（当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。）、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
 - 二 指定地方公共団体の長その他の執行機関 当該指定地方公共団体が行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報
 - 三 地方公共団体の長その他の執行機関（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報
 - 四 指定独立行政法人等 当該指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ
 - 五 独立行政法人等（前号に掲げる者を除く。） 第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者

当該情報を取り扱う業務

- 二 第三十九条第一項第二号又は第三号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 三 第三十九条第一項第四号又は第五号に定める情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者 当該情報を取り扱う業務
- 四 行政機関等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
- 六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置とし総務省令で定めるものを講じなければならない。

- 一 第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
 - 二 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
 - 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第三十三条第一項若しくは第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（略）

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外）

第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この項において同じ。）、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

- 2 指定独立行政法人等であって、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法

人等に該当するものが行った統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報（同条第二項に規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

（公的統計の作成方法に関する調査研究の推進等）

第五十三条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

（略）

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
- 二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者
- 二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）
- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 三 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

統計法施行令（平成二十年十月三十一日政令第三百三十四号）（抄）

（略）

（基幹統計に関する公表事項）

第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項
- 二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に関し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項
 - イ 調査対象の範囲
 - ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間
 - ハ 報告を求めた者
 - ニ 報告を求めるために用いた方法

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

- 2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- 3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に附帯する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（基幹統計調査であること等の明示）

第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求める個人又は法人その他の団体に対し、当該調査に係る統計が基幹統計に該当することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

(略)

別表第五 (第四条関係)

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状況並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする基幹統計	報告義務者に関する事務	一 報告義務者(都道府県知事が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。)の選定に関する事務		
	調査票の配布、収集、審査等に関する事務	二 調査票(都道府県知事が調査すべき学校(学校教育法第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。))及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この表において同じ。)として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の配布に関する事務 三 前号に規定する調査票の収集に関する事務 四 第二号、この項第四欄第一号及びこの項第五欄第一号に規定する調査票の審査に関する事務	一 調査票(都道府県の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の作成に関する事務 二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務	一 調査票(市町村の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。)の作成に関する事務 二 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務
	その他の事務	五 文部科学大臣、他の都道府県知事並びに都道府県及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務 六 都道府県及び市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 八 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 九 文部科学大臣に対する第四号に規定する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務	三 都道府県知事との連絡に関する事務 四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務	三 都道府県知事との連絡に関する事務 四 前三号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務

学校保健統計調査規則（昭和二十七年三月十一日文部省令第五号）（抄）

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、学校衛生統計調査規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である学校保健統計を作成するための調査（以下「学校保健統計調査」という。）の実施に関しては、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号。以下「令」という。）第四条第一項に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二条 学校保健統計調査は、学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第三条 この省令で「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に定める幼保連携型認定こども園をいう。

2 この省令で「職員」とは、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十五条に定める学校の職員（ただし、事務職員及び技術職員等のうち、非常勤の者を除く。）をいう。

（調査の範囲）

第四条 学校保健統計調査は、次の各号に掲げる学校の幼児、児童、生徒、学生及び職員の全部又は一部について、それぞれ、当該各号に定める年に行う。

一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園毎年

二 特別支援学校、大学及び高等専門学校 文部科学大臣が指定する年

2 前項の規定により、幼児、児童、生徒、学生及び職員の一部について調査を実施するときは、文部科学大臣は、あらかじめ当該調査につき、実施校を指定する。

3 令別表第五の第三欄第一号の文部科学省令で定める都道府県知事が選定すべき報告義務者は、大学及び高等専門学校以外の学校に係る者とする。

4 都道府県知事は、報告義務者を選定した場合には、第二項の指定に関して必要な学校名簿その他の資料を文部科学大臣が別に定めるところにより作成し、文部科学大臣が別に定める期日までに文部科学大臣に提出するものとする。

（調査方法及び調査事項）

第五条 学校保健統計調査は、次に掲げる事項の全部又は一部について行う。

一 幼児、児童、生徒及び学生

1 身長、体重、胸囲及び座高

2 栄養状態

3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態

4 視力、色覚及び聴力

5 眼の疾病及び異常の有無

6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無

7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

8 結核の有無

- 9 心臓の疾病及び異常の有無
- 10 尿
- 11 寄生虫卵の有無
- 12 その他の疾病及び異常の有無

二 職員

- 1 身長及び体重
- 2 視力、色覚及び聴力
- 3 結核の有無
- 4 血圧
- 5 尿
- 6 胃の疾病及び異常の有無
- 7 その他の疾病及び異常の有無
- 8 疾病又は心身の異常による休職又は長期欠勤の者の数

三 健康診断の実施状況及び保健設備

- 1 受検者数
 - 2 歯牙、眼及び耳鼻咽喉頭検査についての専門医の実施状況
 - 3 X線検査、ツベルクリン皮内反応検査、B C G接種及び寄生虫卵保有検査の実施状況
 - 4 計測器具その他の保健設備の種類及び個数
- 2 前項第一号及び同項第二号1から7までの調査は、学校保健安全法による健康診断の結果に基づいて行う。
- 3 第一項の調査事項の細目は、文部科学大臣が別に定める調査票に記載するところによる。

（報告の義務及び方法等）

第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる調査事項について次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県知事を通じて配布する調査票によつて報告しなければならない。

- 一 大学及び高等専門学校は、前条第一項各号の事項
 - 二 公立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）の長は前条第一項第一号及び第三号の事項、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される学校並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条において同じ。）が設置する大学に附属して設置される学校並びに私立の大学及び高等専門学校以外の私立の学校の長は同項各号の事項
- 2 前項の報告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分によりこれを提出することによつて行うものとする。
- 一 大学及び高等専門学校の長は、文部科学大臣が別に定める期日までに文部科学大臣に提出する。
 - 二 大学及び高等専門学校以外の学校の長は、都道府県知事の定める期日までに都道府県知事に提出する。

（調査票の作成）

第七条 令別表第五の第四欄第一号の文部科学省令で定める都道府県の教育委員会が作成すべき調査票は、当該都道府県の設置する大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校（当該都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。）について第五条第一項第二号の事項に関するものとする。

- 2 令別表第五の第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村の教育委員会が作成すべき調査票は、当該市町村の設置する大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の学校（当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。）について第五条第一項第二号の事項に関するものとする。

(調査票の配布等)

第八条 令別表第五の第三欄第二号の文部科学省令で定める都道府県知事が調査すべき学校は、大学及び高等専門学校以外の学校とする。

(調査票の提出)

第九条 令別表第五の第三欄第九号に規定する文部科学大臣に対する調査票その他関係書類の提出は、文部科学大臣が別に定める期日までに行うものとする。

(調査結果の公表)

第十条 文部科学大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県についての学校保健統計調査の結果を文部科学大臣の公表以前に公表することができる。ただし、この場合においては、文部科学大臣の公表が確定数であることを付記するものとする。

(調査票等の保存)

第十一条 文部科学大臣は、調査票にあつては文部科学大臣の公表の日から一年間、調査票の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)にあつては永年保存するものとする。

(略)

学校保健安全法(昭和三十三年四月十日法律第五十六号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(略)

第二章 学校保健

(略)

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

(略)

(職員の健康診断)

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期的に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

(略)

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、(略)第十三条(略)の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

(略)

学校保健安全法施行規則(昭和三十三年六月十三日文部省令第十八号)(抄)

学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第十条、第十四条及び第十六条第五項並びに学校保健法施行令(昭和三十三年政令第百七十四号)第四条第一項、第五条第二項、第六条及び第九条第三項の規定に基づき、及び同法の規定を実施するため、学校保健法施行規則を次のように定める。

(略)

第二章 健康診断

第二節 児童生徒等の健康診断

(時期)

第五条 法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

(略)

(検査の項目)

第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- 四 視力及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 その他の疾病及び異常の有無

2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

- 3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。
- 一 小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。)の全学年
 - 二 中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。)の全学年
 - 三 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。)及び高等専門学校の第一学年
 - 四 大学の第一学年
- 4 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年(略)においては第四号に掲げるもののうち聴力を(略)それぞれ検査の項目から除くことができる。

(方法及び技術的基準)

- 第七条** 法第十三条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条の規定(同条第十号中知能に関する部分を除く。)を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。
- 2 前条第一項第一号の身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。
 - 3 前条第一項第一号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。
 - 4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。
 - 5 前条第一項第八号の結核の有無は、問診、胸部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によつて検査するものとし、その技術的基準は、次の各号に定めるとおりとする。
 - 一 前条第三項第一号又は第二号に該当する者に対しては、問診を行うものとする。
 - 二 前条第三項第三号又は第四号に該当する者(結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者を除く。)に対しては、胸部エックス線検査を行うものとする。
 - 三 第一号の問診を踏まえて学校医その他の担当の医師において必要と認める者であつて、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めるものに対しては、胸部エックス線検査、喀痰検査その他の必要な検査を行うものとする。
 - 四 第二号の胸部エックス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。
 - 6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条及び第十一条において同じ。)の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒(略)については、心電図検査を除くことができる。
 - 7 前条第一項第十号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。
 - 8 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。